

第二章 中世の地方制度

第一節 武家政治と土地領有の推移

鎌倉幕府の成立によって武家勢力は著しく増大したが、律令政府は廃止されたわけではなく、律令体制も基本的には存続していた。その一例として寿福寺文書について見よう。

四条天皇の仁治二年（一二四一）六月、寿福寺に仏性料田一町二反を寄進するための留守所下文が発せられている。このときの肥後守は清原康業であるが、任国に赴任しない遥任であったため、留守所から下文が出された訳である。しかもこれには郡司紀某の署判もあり、国司や郡司が十分その機能を果たしていたことを物語っている。

（熊本県史料 第一巻）

しかし頼朝の設置した武家の職制としての守護地頭は、律令体制と荘園制に大きな影響を及ぼすことになった。国の政権担当者である国司は依然として任命されていたが、軍事指揮官兼行政官として守護が設置されると国司に対するその干渉が大きくなってゆく。

鎌倉幕府滅亡後、後醍醐天皇の元弘三年（一一三三）天皇が自ら政治を行う天皇親政が施行され、その新政策としての建武新政は国司制度と守護制度を併置させたが、室町幕府成立後は守護の勢力はさらに強化されて、守護大名に発展し、国司制度は漸時消滅してゆく。鎌倉時代以後の肥後の国司は元弘三年（一一三三）までは公家が任ぜられるが、この年菊池武重が武士として初めて国司に任ぜられている。以後菊池・宇都宮・河尻諸氏など武家の任命が多く、文安三年（一四四六）菊池為邦の任命を最後として、国司制度は消滅する。守護は建長五年（一二五三）名越時章の補任にはじまり、建武以後大友・少弐・今川など肥後以外に本拠を持つものの補任もあったが、肥後の豪族である阿蘇や菊池の補任

が行われ、最後に天文一二年（一五四三）大友義鎮の補任をもって終わる。

在地御家人の中から選ばれた地頭は頼朝によって治安維持の名目で、公領・荘園に設置されたが、次第に荘官の権限と得分を継承し、順徳天皇の代、承久三年（一二二一）承久の乱後の新補地頭は特にその権限が大きかった。地頭は荘園内に喰込んだ武家勢力であったが、その有する武力によって、荘園を蚕食し、地頭請によって年貢の徴収権を握り、下地中分によって荘園の土地自体を奪い、漸次領主化していった。

次に中世肥後の豪族について瞥見する。阿蘇氏は阿蘇谷に巨大な古墳を造成した豊後の子孫として、阿蘇神社に奉仕する神主であったのが、一二世紀中頃大宮司となり、司祭者とともに所領の領主的支配者に転換し、健軍・甲佐・郡浦の三社を支配下に収める大勢力となった。しかし鎌倉幕府からは地頭職の補任は行われなかった。

菊池氏は太宰府の府官が一一世紀ごろ土着したもので、筑前安楽寺領の荘官から勢力を伸ばしたと思われる。鎌倉時代には肥後の一勢力であり、南北朝には九州における南朝方の中心勢力となる。

相良氏は長頼が元久二年（一二〇五）遠江相良より人吉荘に地頭として下向して以来、球磨に拠って室町朝を過ぎ、戦国大名から近世大名へと続いてゆく特殊な勢力である。

三木一草の建武の新政で著名な名和氏は長年の孫興頭が正平一三年（一一三五八）伯耆国より移り、八代古麓城を根拠としたもので、永正元年（一五〇四）相良長毎の八代進出に追われて宇土に移った。

詫磨氏は豊後の守護大友能直の次男能秀が、父の所領中肥後神蔵荘などを領し、詫磨郡によって詫磨姓をとなえたことに始まる。南北朝には北朝方に属した。

小代氏は宝治元年（一二四七）重俊が武蔵より下向し、玉名郡野原荘

に入った新補地頭である。野原荘は宇佐八幡宮に寄進されたもので、宇佐弥勒寺を領家、石清水八幡宮の善法寺家を本所としていた。重俊の下向後一五年弘長二年（一二二二）に荘園は中分され、東郷を領主方、西郷を地頭方とし、さらに建武三年（一三三六）以後は小代氏は野原西郷の一方地頭となり、万田を本拠として北朝方の一勢力となった。

次に肥後荘園の一覧を掲げる。年代は文献に見える初出の年代であり、出典は荘園についての記録、本家領家地頭は主なものを挙げた。

〔『莊園史料』『熊本県の歴史』『熊本県史料』などによる〕

荘名	年代	出典	領家・地頭	所在地
玉名郡 大町荘	仁治二	吾妻鏡		玉名市玉名・小田・梅林
江田荘	正平一七	広福寺文書		玉名郡菊水町江田
東郷荘	延元元	大友文書		同 菊水町東郷
千田荘	永久二	中右記 田中家文書	弥勒寺	鹿本郡鹿央村千田
野原荘	元亨二	伊倉領 伊倉領寺	小代氏	荒尾市野原・荒尾
伊倉荘	文治二	吾妻鏡		玉名市伊倉
高瀬荘	貞和二	広福寺文書		同 高瀬町
玉名荘	貞和二	広福寺文書		同 石貫・玉名
玉井荘	嘉暦二	詫磨文書		玉名郡蘭園
白間荘	嘉慶二	詫磨文書		
安楽寺荘	建久四	清原寺文書	宮崎領	同 代明町大野
大野別荘	貞和五	醍醐雜事記	無量光院	山鹿市山鹿・吉田
山鹿荘	寛治六	阿蘇文書		鹿本郡鹿北町・菊鹿村
宮崎荘				〃 菊鹿村
泉本荘				〃
泉新荘	承久二	田中家文書	弥勒寺領	〃

尾登利荘	大路曲荘	菊池郡	木野荘	菊池荘	赤星荘	阿蘇郡	阿蘇荘	合志郡	合志荘	田島荘	富荘	恵良荘	片俣領	山本郡	三重(屋)	三重(屋)	新荘	山本西荘	山本東荘	佐野荘	吉松荘	霜野荘	滴水荘	岩野荘
			天文二〇	文保元	正平七		元弘三		正平二	延元二	正平七	正平七	正平七		久安六	元暦年間	文治二	文治二	正平七			天文年間	康正元	
	西高辻文書		碑文	藤野文書	西高辻文書		阿蘇文書		大友文書	二階堂文書	西高辻文書				台記	竜造寺系図	吾妻鏡	吾妻鏡	西高辻文書	康平寺領	棟札	詫磨系図		
			阿蘇社領				阿蘇社領								藤原宗道		蓮華心院			賀茂社領				
山鹿市八幡・三岳	〃 米田		鹿本郡菊鹿村木野	鹿本郡深川	〃 赤星		阿蘇郡一宮町・阿蘇町		菊池郡西合志町	〃 泗水町田島	〃 富	〃 西合志町恵良	〃 大津町片俣		鹿本郡鹿央村米野			〃 植木町鏡田・滴水	〃 吉松・岩野	鹿本郡植木町吉松	〃 鹿央村霜野	〃 植木町滴水	〃 岩野	

木山莊	守山莊	味(甘)莊	守富莊	豊田莊	(岳牟田莊)	隈牟田莊	隈牟田莊	益城郡	健軍莊	津守保	木部保	八王子莊	(安富莊)	六箇莊	莊	託麻郡	活龜莊	河尻莊	宮内莊	藤崎莊	窪田莊	西鹿子木	東鹿子木	鹿子木莊	飽田郡
応永二二	建久六	興国六		元暦二	建久一〇	正和二			宝徳四	興国五		観応二	建治三	建久二	正治元		建久九	天授二	天文元	正平八	建長二	長寛二	貞応二	応徳三	
阿蘇文書	甲佐文書	〃	阿蘇文書	玉海	阿蘇文書	大友文書		藏像銘	熊本市谷尾地蔵堂	阿蘇文書	又統宝簡集	詫磨文書	日三善康有記	島田文書	詫磨文書		阿蘇文書	藤崎文書	詫磨文書	田中家文書	〃	〃	東寺文書		
	弥勒寺領		九条家	歎喜光院領						健軍社領		詫磨氏	長講堂領		最勝光院領		阿蘇社領			九条家					
上益城郡益城町木山	下益城郡小川町小野部田	上益城郡御船町甘木	〃 富合村守富	〃 豊田	〃 〃	下益城郡城南町隈庄			熊本市健軍町	上益城郡益城町津森	〃 御幸町木部	〃 春竹町八王子	熊本市世安町・近見町	上益城郡嘉島町六嘉	熊本市神水町・江津町		熊本市池田町池亀	熊本市中島町・飽託郡・天明村	〃 宮内町	熊本市島崎町・宮内町	〃 釜尾	飽託郡北部町	熊本市清水町	飽託郡北部町鹿子木	

高樋莊	弥生莊	未勘莊保	球磨白間	多良木莊	須恵莊	永吉莊	人吉莊	球磨郡	球磨莊	葦北莊	葦北郡	(豊福莊)	豊福保	八代莊	八代郡	宇土莊	古保里莊	宇土郡	田口保	砥用保	矢部保	小野鱒莊	小野莊	牟田莊
正平一一	正平七		寿永三	建久四	貞応三	建久二	元久二		延応二	文保二		観応二	又統宝簡集	建久三		正平九	興国二		正平七	正平六	正平六		正和五	応長二
阿蘇文書	西高辻文書		吾妻鏡	相良系図	〃	平川文書	相良文書		願成寺文書	詫磨文書		大友文書		吾妻鏡		三宮鐘銘			西高辻文書	阿蘇文書	阿蘇文書	東寺文書	舛田文書	〃
			平頼盛	相良氏			蓮華王院領		八条院					藤原能保室			高良山領			阿蘇社領		七条院領		
				〃 多良木町多良木	〃 須恵村	球磨郡山江村	人吉市人吉町				葦北郡葦北町佐敷		下益城松橋町豊福			〃 宇土	宇土市古里保		上益城郡御船町田口	下益城郡砥用町	上益城郡矢部町		熊本市秋津町中牟田・西牟田	下益城郡小川町小野

中世の郷 令制による郷里は約二五年続いただけで、天平一二年（七四〇）ごろは廃止されたが、平安中期ごろから自然発生的に荘園や国衙領内に郷が発生し、中世を通じて農民支配と農民結合の単位として存続した。次に『新撰事跡通考』『熊本県史料』などによって、肥後中世の郷を表示する。年代は文献に初出のものである。

郷名	年代	西暦	出典	所在地
玉名郡 玉名庄	貞和元	一三四六	広福寺文書	玉名市石貫・玉名
西郷	正平一七	一三六二	〃	菊水町東郷
野原西郷	建武三	一三三六	小代文書	荒尾市万田
野原郷	長祿四	一四六〇	玉祥寺文書	荒尾市野原
野原庄	寛正六	一四六五	小代文書	東郷…荒尾市府本
東西郷	正平二	一三五七	相良文書	玉東村山北
山北郷				
菊池郡				
菊池西郷	観応三	一三五二	大友文書	菊池郡七城村西郷
南通郷			事蹟通考	菊池市広瀬・河原 旭志村伊秋
中通郷			〃	隈府・西寺・河原・泊間
北通郷			〃	菊池郡七城村、鹿本郡菊鹿村
阿蘇郡				
阿蘇郷			事蹟通考	阿蘇谷一帯
南郷	建久六	一一九五	阿蘇文書	南郷谷一帯
小国郷	延元三	一一三八	申良惟澄	小国地方
北郷	正平三	一三六八	文巖殿書	阿蘇谷一帯？
高森郷	天授三	一三七七	〃	高森町

阿蘇品郷	天授三	一三七七	文巖殿書	一の宮町野中
井出郷	応永一六	一四〇九	〃	井出
合志郡				
合志北郷			事蹟通考	菊池郡泗水町・七城村
中郷			〃	旭志村・泗水町
下郷			〃	大津町・菊陽村
飽田郷				
飽田南郷	弘安五	一二八二	大慈寺文書	熊本市島崎・池上・高橋・松尾町
飽田郷			事蹟通考	熊本市黒髪町立田
立田郷			〃	
託摩郡				
託摩西郷	元徳二	一三三〇	詫磨文書	熊本市出水・春竹・健軍・画津町
金光郷	応永六	一三九九	〃	〃 白藤町金光
託磨東郷	〃 八	一四〇一	〃	菊池郡西合志町黒石
上島郷			事蹟通考	上益城郡嘉島村上島
益城郡				
小北郷	承安三	一一七三	甲佐文書	不明
砥用郷	〃	〃	〃	下益城郡砥用町
守山郷	建久六	一一九五	〃	〃 小川町小野部田
津守郷	天福二	一一三四	健軍神社	上益城郡益城町津森
海頭郷	正応六	一二九三	文岡氏所藏	下益城郡小川町海東
小山郷	正和五	一一一六	詫磨文書	上益城郡嘉島村六嘉附近？
甲佐郷	延元二	一三三七	申良惟澄	〃 甲佐町
布加良郷	康永三	一三四四	島田氏所藏	〃 矢部町旧中島村福良
木山郷	正平二	一三四七	申良惟澄	〃 益城町木山

男成郷	文明 二一四七〇	男成文書	上益城郡矢部町男成
中山郷		事蹟通考	下益城郡中央村の内旧中山村
小熊野郷		〃	〃 旧中山村上郷下郷
石津郷		拾集昔語	上益城郡御船町附近
八代郡			
太田郷	正和 三一三四	舛田文書	八代市太田郷町
道前郷	元中 八一三九一	今朝洞文書	宮原町・東陽村・泉村
高田郷	文明一五 一四八三	相良文書	八代市高田
小犬郷		事蹟通考	鏡町
道後郷		〃	竜峯村・宮原町
葦北郡			
日奈久郷		〃	八代市日奈久町
津奈木郷		〃	葦北郡津奈木町
湯浦郷		〃	〃 湯浦町
水俣郷		〃	水俣市
球磨郡			
久米郷	正和 二 一三三三	三池文書	多良木町久米

室町幕府は強力な守護の支持によって成立した連合政権的性格をもつていたので、幕府に対する守護の発言権は大きく、守護権力は鎌倉時代よりはるかに大きかった。そのため守護勢力は増大し、地頭を被官化した士地人民の一円知行によって、守護は完全に一国支配の領主となった。これが守護大名である。ついで応仁文明の大乱を契機として戦国争乱の時代に入ると、守護代あるいはそれ以下の勢力も、その実力によって守護を倒し、勢力の交代が行われる。これが戦国大名である。

守護大名の一円支配と、戦国大名の領国支配によって、国衙領はもと

より荘園も消滅してゆくが、これを法的に崩壊させたのは一六世紀後半の秀吉による検地である。太閤検地以後従来の郷や荘は廃止されるわけであるが、近世になっても慣習的に使用されていた。そしてその過渡期の様相を物語る史料が若干遺されている。『肥後国検地諸帳』の中に次のものがある。

四二七 慶長一三、一〇、二五 池亀之内柿原村田島御検地御帳
 五九九 〃 九、九 川尻庄迎五町村
 一五六 〃 〃 〃 下庄原口村
 三三八 〃 〃 〃 山北之浦西安寺村
 三四七 〃 九、二 伊倉之内川嶋村田畑御検地帳
 三五九 〃 〃 〃 大野庄之内浜村田島御検地御帳
 三六二 〃 〃 〃 大野内立願寺村田島御検地御帳
 三九一 〃 〃 〃 小代野原庄宮崎村地撫御帳

注 熊本史学会編『肥後国検帳諸帳目録』による。番号は同書番号である

右のうち「三九一七」は小代野原庄と書き、「三五九四」は大野庄之内と書きながら、「三六二六」は大野内としている。また「五九九」は川尻庄としているが、「四二七」と「三四七九」は「庄」を略している。「一五六六」の「下庄」は合志郡を北・中・下に三分した称呼であり、「山北」は玉名郡内で金峰山系山地の北方一帯の称呼である。

荘郷を略した称呼は早くから行われていたが、一方荘名の使用はなお行われており、これは江戸期にも使用された。「肥後国誌」により次のものを掲げる。

郡名	荘郷名
玉名郡	江田庄 東郷庄 千田庄 野原庄 伊倉庄 玉名庄
山鹿郡	白間庄 大野庄 山北郷
菊池郡	山鹿庄 宮崎庄 尾登利庄
南郷	
中通郷	
北郷	

阿蘇郡	阿蘇郷
合志郡	北郷 中郷 下郷
山本郡	東郷 西郷
鮑田郡	鹿子木庄 河尻庄 池田庄 鮑田郷 立田郷
託麻郡	神倉庄 安富庄 本庄庄
上益城郡	甘木庄 木山郷 津守郷 矢部郷
下益城郡	隈庄 豊田庄 守豊庄 守山庄 砥用郷 甲佐郷
宇土郡	豊福庄 中山郷
八代郡	古保里庄 宮庄 南浦庄 北浦庄
葦北郡	道前郷 道後郷 高田郷 三箇郷 太田郷 小犬郷 日奈久郷 佐敷郷 津奈木郷 湯浦郷 水俣郷

右の称呼には旧郷荘をそのままその地域に使用したものが多く、菊池・合志・山本三郷は単に地域的な呼称にすぎない。

第二節 中世の町と村

城下と港 中世肥後の町としては豪族の根拠地と港があった。隈府は菊池氏の城下である。菊池氏をはじめ深川の「菊之城」に居城し、武政に至って正平二二年（一三六七）隈府城（守山城）に移ったと伝えられている。その城下に建設されたのが隈府の町で、後重朝は文明九年（一四七七）桂庵玄樹を招いて積典を行っており、隈府は当時肥後第一の町であり、政治文化の中心であったと考えられる。小代氏が肥後下向後万田に移るまで館を構えた所は府本であり、名和氏八代の居城は古麓城である。「府本」「麓」ともに城下の集落であり、城下町の原形である。小代氏や名和氏の居住地、相良氏の人吉、甲斐宗運の御船、甲斐鎮昌の隈庄など

城下町として可なりな繁栄を見せていたであろう。

一四七一年、朝鮮の申叔舟が編纂した『海東諸国記』には菊池為邦・重朝・詫磨為房・高瀬武教が朝鮮と貿易したことを記しており、一七世紀初頭の明の『図書編』には、肥後の港として牙子世六（八代）、阿麻国撤（天草）、昏陀（本渡）、一国撤介鳥刺（軍が浦）、開懐世利（川尻）、達加世（高瀬）の六港を挙げている。八代は前記名和氏の居館の地であり、川尻には河尻氏が居り、ここは緑川河口の港で、僧道元もこの港に着船したと云う。高瀬は菊池川河口にあり、伊倉港とともに栄えた。阿麻国撤（天草）は一町田と考えられる。「軍が浦」は現在には漁港にすぎないが、広福寺文書正平二〇年（一三六五）天草種国請文にも記されており、当時は貿易港であったと思われる。これらの諸港が対外貿易港として栄えたことは容易に想像できる。

中世の村 まず文献によって村の出現の時期を考えてみる。これは文献に現れたもので、この時代に村が成立したものとは限らない。肥後の古文書は鎌倉時代が最古であるから、それ以前は見ることができない。『熊本県史料』その他によって中世の村名を表示する。

年代	西暦	郡村名	出展
治承二	一一七八	鮑田郡鹿子木東庄橋村	詫磨文書
建久二	一一九一	球磨郡永吉庄青山村	平川文書
"	"	" 目田村	"
"	"	" 山田村	"
"	"	" 黒田村	"
"	"	" 原田村	"
"	"	" 深水村	"
"	"	" 平野村	"
"	"	" 永池村	"

建久二	求麻郡永吉庄中神村	平川文庫	正平一九	玉名郡石貫村	広福寺文書
〃	〃 内渡村	〃	〃 二〇	天草郡白木河内村	〃
〃	〃 目良生村	〃	〃 三	〃 嶋子村	詫磨文書
〃	〃 深田村	〃	〃	玉名郡野原庄岩原村	小代文書
〃	〃 河辺村	〃	〃	〃 小原村	〃
〃	〃 尾瀬村	〃	〃	天草郡志加木村	詫磨文書
〃	〃 高野瀬村	〃	〃	〃 志那子村	〃
〃	〃 五木村	詫磨文書	至徳四	鮎田郡湯毛村	〃
建久一〇	託麻郡漆嶋郷土呂木村	詫磨文書	〃 三	求麻郡築村	平の文書
建永元	〃 長浦村	〃	〃 四	玉名郡大野別符中村	詫磨文書
弘長三	〃 神蔵庄鳥栖村	〃	〃 六	菊池郡加江村	〃
文永九	鮎田郡鹿子木東庄南山室村	〃	〃 四	玉名郡大野別符尾崎村	〃
正安四	肥後国多良木村	相良文書	〃 一四	〃 狩塚村	〃
嘉元三	玉名郡大野別符岩崎村	詫磨文書	文安四	〃 万田村	野原八幡宮文書
正和元	託麻郡六箇庄小山村	〃	〃 五	球磨郡薩摩瀬村	犬童文書
正和元	八代郡八代庄三ヶ村	舛田文書	応仁元	玉名郡阿らお村	野原八幡宮文書
元亨元	玉名郡大野別符鍋村	詫磨文書	文明元	〃 益なか村	〃
元徳二	天草郡宮路村	志岐文書	〃 二	益城郡上かわいの村	男成文書
正慶二	以後国人吉庄間村	相良文書	〃	〃 いわたて村	〃
建武二	八代庄小熊野村	舛田文書	〃	〃 井けしり村	〃
暦応三	鮎田郡河内村	牛島文書	〃	〃 おほらい村	〃
貞和六	玉名郡野原西郷益永名内迫村	小代文書	〃	〃 おのしり村	〃
観応元	山鹿郡山鹿庄志職今村	〃	〃	〃 いろいろ原村	相良文書
正平一七	玉名郡久井原村	広福寺文書	文明一一	球磨郡久米郷奥野村	〃
〃	山鹿郡山鹿庄片保田村	〃	〃 一六	益城郡豊田之内たうま村	柚留木文書

文明一九	一四八七	求麻郡久米郷多良木村	願成寺文書
明応二	一四九三	八代郡道前郷鏡之村	〃
文亀元	一五〇一	玉名郡くらみつ村	野原八幡宮文書
大永四	一五二四	飽田郡荒尾村	熊本市島崎町 荒尾地藏堂板碑
〃五	一五二五	玉名郡一部之村	野原八幡宮文書
享祿三	一五三〇	〃平山村	〃

右表は一応、天文年間以後は省いた。これらの村は自治制をしいた近世的な村ではなく、荘園制下の自然村落であり、単に領主の収納の対象となつた村にすぎない。松本雅明氏は中世村落研究のために次の三つの方法を採られた。(城南町史)①中世の石造遺物 ②村落の祠堂・神社もしくはその遺跡 ③墳墓の位置 これら中世的遺物遺跡によって文献の欠を補えば、たしかにある成果を期待できる。しかしこれらの調査は未だ殆ど手をつけられていない現状では、これに頼ることはできない。将来を期待したい。

郷村制の成立 農業の進歩、経営の多角化集約化に伴ない、有力な名主は武事に専念し、農耕は作人に任せられるようになる、農民は自衛と営農の便宜のために、中小名主を中心に団結してくる。南北朝の争乱は畿内農民の団結を固め、戦国期の戦乱は地方農民の団結を促した。かくして成立した農民の自治組織を「惣」と云い、また「惣村」と呼んだ。農民たちは郷村単位に結合し、領主に対抗し、年貢徴収を請負い(百姓請とよぶ)、入会地や用水を管理し、寄合を開き村掟をつくつて村の自治運営を行った。かかる郷村は畿内においてはすでに鎌倉末に発生し、南北朝に発達してやがて土一揆となつて勢力をふるつた。正長元年(一四二八)や嘉吉元年(一四四一)の土一揆はその雄たるものであり、宗教的色彩を帯びると加賀の一向一揆などとして守護を滅ぼすものも出現した。

村掟は不文律が多いが、畿内など成立の早かつた地域では成文化していた。(寛正二年近江国菅浦、延徳元年近江国今堀など) 肥後の郷村は何時発生したか、これを実証する村掟など直接史料は見出せないが、間接的史料についてこれを見よう。前記小代氏は玉名郡野原荘の地頭職に補せられて下向してきたが、一族結団の中心として野原八幡宮を氏神とした。その祭祀を記録したものが『野原八幡宮祭事簿』で、建長四年(一二五二)より明治三五年(一九〇二)までの記録がある。これを検討すると、祭祀担当者は武士から名主に移つたが、文明八年(一四七六)の記事に次のものがある。

大行事役之事 田原分孫さこ二さされ候といへども、先年よりかの分に仕きたらざるよし、百姓かたく申二よて、阿くる二月十一日ニ被取行候畢

百姓の強力な主張が行われたと見られる。永正一〇年(一五一三)よりは祭礼の回数が多くなり、担当者が万田村の農民となつてゆく。これよりみて玉名北部の惣の発生は一五世紀半と見てよからう。

天文年間には戦国争乱のもつとも熾烈をきわめた時期である。それだけ農民にとつても自衛の必要があり、その団結も鞏固さを加えて行つた。その団結によつて農民の自治体である郷村もまた一段の発展をしたことであろう。石造遺物中文明以降とくに享祿以後の板碑、石塔の多いのはこれを建立した農民の大きな団結の力を見ることができ